

福岡県教育振興審議会 社会教育部会について

1 法的根拠

社会教育法

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

2 位置づけ

県社会教育委員の会議は、「福岡県社会教育委員会会議規則」(昭和25年3月31日制定)に基づき、本県社会教育への意見を述べる会議として開催してきた。本規則の廃止を受け、本部会を県社会教育委員の会議の役割を引き継ぐ組織として位置づける。

3 構成

福岡県社会教育委員 8名

- ・区分 学校教育及び社会教育の関係者
家庭教育の向上に資する活動を行う者
学識経験のある者
- ・定数 10名以内(附属機関の設置に関する条例及び福岡県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例による)

4 職務

- ・社会教育に関する諸計画を立案すること。
- ・定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。(社会教育関係団体への補助金に関する内容を含む)
- ・必要な研究調査を行うこと。
- ・教育委員会の会議に出席し、社会教育に関して意見を述べること。

5 部会運営の方針

これまでの教育施策並びに福岡県社会教育委員の会議での審議内容等について成果と課題を協議し、その協議内容を踏まえ社会教育の観点から、今後の教育施策につながる調査研究を行う。

福岡県社会教育委員の会議 主な審議内容（平成5年度～平成30年度）

年 度	主 な 審 議 内 容 等
平成5・6年度	「豊かな生涯学習社会を築く社会教育振興方策について（建議）」 ①社会教育における指導者の充実 ②学習機会の充実 ③青少年の学校外活動の充実 ④社会教育施設の整備・充実
平成7・8年度	建議内容①～④に関する中・長期的な課題への対応
平成9・10年度	①家庭教育の振興方策について ②高齢者教育の振興方策について ③生涯学習の推進と社会教育行政の在り方について
平成11・12年度	①社会教育における指導者の充実 ②学習機会の充実 ③青少年の学校外活動の充実
平成13・14年度	「本県における家庭教育支援施策の充実に向けて（助言）」 ～乳幼児期とその親を中心に～
平成15・16年度	「子どもの体験活動の充実方策について（提言）」 ～体験活動の質と量の高まりを目指して～
平成17・18年度	「新しい時代にふさわしい社会教育行政の在り方について」 ～福岡県社会教育行政の8つの課題と次世代をはぐくむ3つの支援策～ 〈中間まとめ〉
平成19・20年度	「大丈夫！私たちの子どもです！！」 ～みんなで乳幼児教育の充実をめざそう～（リーフレット）
平成21・22年度	「社会教育の充実に向けた今後の連携方策について」 ～子どもの学校外教育に係る連携の在り方～（審議のまとめ）
平成23・24年度	「福岡県における今後の青少年教育施設の在り方について（まとめ）」
平成25・26年度	平成25年度「ふくおか家庭教育のすすめ」（リーフレット）
	平成26年度「子どもを取り巻く課題を解決するための社会教育行政の在り方」 ～放課後等の教育支援の在り方について～
平成27・28年度	「子どもを取り巻く課題を解決するための社会教育行政の在り方」 ～放課後等の教育支援の在り方について～
平成29・30年度	「持続可能な地域づくりを推進するための社会教育行政の在り方」 ○地域と学校が連携・協働した「鍛ほめ福岡メソッド」の推進 ○本県社会教育施設（青少年教育施設）の改善の方向性